附則様式第7（附則第60条第4項関係）

出資持分の放棄申出書

年　月　日

法人所在地：
法　人　名：
代表者の氏名：

殿

住　所
氏　名　　印

私は、下記のとおり出資に係る持分及びこれに基づく一切の請求権を放棄します。

記

1　出資先：（法人名）
2　出資者名：
3　出資時期：　　年　月　日
4　出資額：金　　円
5　放棄の内容：
6　放棄日：

別表第一中「別表表一（第一条関係）」を「別表第一（第一条の二関係）」に改める。

（外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　臨床修練及び臨床教授等（第四条―第十一条）
第三章　雑則（第十二条）
附則

第一章　総則

第一条の見出しを「（病院等の指定等）」に改め、同条中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に、「第二条第四号」を「第二条第五号の規定による病院又は診療所の指定及び同条第十三号」に改め、「当該病院」の下に「又は診療所」を加え、同条に次の三項を加える。

2　法第二条第五号の厚生労働省令で定める診療所は、同号の規定により指定を受けた病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所とする。

3　法第二条第十三号の厚生労働省令で定める病院は、次に掲げる病院とする。

一　医学又は歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院
二　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の二第一項の規定により特定機能病院と称することについての承認を受けた病院
三　高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター
四　法第二条第十三号の規定により指定を受けた病院との間で緊密な連携体制が確保された病院

4　第二項の診療所が法第二条第五号の規定による指定を受ける場合又は前項第四号の病院が法第二条第十三号の規定による指定を受ける場合には、緊密な連携体制を確保する病院の管理者の同意書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第二条中「第二条第四号の規定により指定した病院」を「第二条第五号に規定する臨床修練病院等」に、「指定病院」を「臨床修練病院等」に改め、「という。）」の下に「又は同条第十三号に規定する臨床教授等病院（以下「臨床教授等病院」という。）」を加え、「臨床修練」を「同条第四号に規定する臨床修練（以下「臨床修練」という。）又は同条第十二号に規定する臨床教授等（以下「臨床教授等」という。）」に改める。

第三条中「指定病院」を「臨床修練病院等及び臨床教授等病院」に改め、「臨床修練」の下に「又は臨床教授等」を加える。

第三条の次に次の章名を付する。

第二章　臨床修練及び臨床教授等

第四条の見出し中「許可」を「臨床修練の許可」に改め、同条第二項第一号中「限る。」の下に「次条第二項第一号において同じ。」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「能力を」の下に「前項に規定する者又は臨床修練病院等の開設者が」を加え、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、同項第七号中「とする病院」を「とする臨床修練病院等」に、「病院ごと」を「臨床修練病院等ごと」に、「指定病院」を「臨床修練病院等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「とする病院」を「とする臨床修練病院等」に、「指定病院」を「臨床修練病院等」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、同条第四項中「第二項第八号」を「第二項第七号」に改める。

第五条を次のように改める。

（臨床教授等の許可の申請手続等）

第五条　法第二十一条の三第一項の規定により臨床教授等の許可を受けようとする者は、様式第一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　旅券の写し、住民票の写しその他の身分を証する書類の写し
二　外国において医師又は歯科医師に相当する資格を有することを証する書面の写し
三　外国において医師又は歯科医師に相当する資格を取得した後、十年以上、診療に従事したことを明らかにする書類